

水沢営業所が立入検査を受検しました！！

当社の業務の一つに「民生バルクローリーによる貯槽（容器）への配送（充てん）」があります。

「民生バルクローリー」は、「充てん設備（液化石油ガス法）」と「移動式製造設備（高圧ガス保安法）」の用途を兼ね備えています。

さる3月24日に水沢営業所の民生バルクローリーが高圧ガス保安法の立入検査を受けました。

奥州市市民環境部危機管理課のご担当者様に、「許可申請書・届出関係書類、保安教育に関する書類等」の点検をしていただきました。

結果は「指摘事項なし！」でした。一安心です。

これからもプロパンガスの供給事業者として法令を遵守し、安定供給を継続してまいります。



奥危第727号
令和4年3月10日

㈱アストモスガスセンター岩手
代表取締役社長 様

奥州市長 小沢 昌 記



高圧ガス製造事業所等立入検査の実施について
標記について、高圧ガス保安法第62条の規定に基づく立入検査を下記により実施しますので、通知します。

記

- 1 検査対象施設名及び検査日時
㈱アストモスガスセンター岩手
令和4年3月24日（木） 14時30分から
 - 2 立入検査員
奥州市市民環境部危機管理課職員
 - 3 留意事項
(1) 当日は高圧ガス製造保安統括者等（冷凍保安責任者等）の立会いをお願いします。ただし、当日不在の場合にはその代理者、選任する必要の無い施設の場合は、相当する職にある方の立会いをお願いします。
(2) 当日は書類、施設等を確認させていただきます。
(3) 検査書類等
ア 高圧ガス製造等許可・届出関係書類
イ 検査記録（定期自主検査、日常点検、保安検査等）
ウ 保安教育に関する書類
エ 高圧ガス製造保安責任者免状
オ 危害予防規程
カ 設備台帳
キ 高圧ガス受入記録
- 必要に応じて準備願います。



岩手県ではスギ花粉の飛散がピークを迎えています、負けずに頑張ります！

